

ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）再支給について

1 対象者

令和2年12月11日時点で、すでに基本給付の支給を受けている方。

なお、転出された方で、基本給付を大田区から受けている方は、今回の再支給についても大田区からの支給となる。

2 申請について

今回の再支給については、申請の必要はない。

3 支給金額

1世帯5万円、第2子以降1人につき、3万円を加算して支給する。

4 支給のお知らせ

厚生労働省のチラシのとおり。

以上